

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 新井史年
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0310-2019-0037	北足立郡伊奈町大字小室字別所 4 2 3 8 番 1
0310-2019-0039	北足立郡伊奈町大字小室字別所 4 2 7 7 番 2
0310-2019-0044	北足立郡伊奈町大字小室字本上 7 7 5 1 番 1
0310-2019-0045	北足立郡伊奈町大字小室字本上 7 7 5 1 番 2
0310-2019-0046	北足立郡伊奈町大字小室字本上 7 7 5 3 番